

感染症の予防及びまん延防止のための指針(事業所)

医療法人昭征会さかのレンタルサービス

## 1 目的

この指針は、医療法人昭征会さかのレンタルサービス(以下「事業所」という。)における感染症の予防及びまん延の防止のための体制を整備し、利用者及び従業者の安全を確保するとともに、適切な福祉用具貸与サービスの継続的な提供を図ることを目的とする。

## 2 基本方針

事業所は、感染症の発生を未然に防止するよう努めるとともに、感染症が発生した場合には、迅速かつ適切に対応し、感染拡大の防止に努める。

このため、平常時から手指衛生、咳エチケット、環境整備、従業者の健康管理、福祉用具の衛生的な取扱いを徹底する。

## 3 事業所が対応策を検討しておくべき感染症

### (1) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性のある感染症：インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等

### (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等、

### (3) 血液、体液を介して感染する感染症：肝炎(B 型肝炎、C 型肝炎)等

## 4 管理体制

事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。

委員会は、おおむね 6 か月に 1 回以上開催し、必要に応じて随時開催する。

委員会では、感染対策の実施状況、感染症発生時の対応、研修及び訓練の実施状況、再発防止策等を検討する。

管理者は感染対策の総括責任者として、必要な措置を講じる。

### (1) 委員会の構成メンバー…管理者、福祉用具専門相談員

## 5 平常時の対応

事業所は、感染症の予防のため、次の対策を講じる。

### (1) 従業者の健康状態の確認及び体調不良時の報告体制の整備

### (2) 手洗い、手指消毒、マスク着用を含む標準的感染対策の徹底

### (3) 事業所内の清掃、換気及び衛生環境の保持

### (4) 回収した福祉用具と消毒済み福祉用具を区分して保管すること

### (5) 福祉用具の点検、清拭、消毒及び保管を適切に行うこと

### (6) 利用者、家族及び関係事業者への感染予防に関する周知

## (7) 必要な衛生用品及び消毒用品の確保

### 6 発生時の対応

従業者又は利用者に感染症が疑われる場合又は感染症が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、管理者へ報告する。

管理者は、状況に応じて関係者への連絡、接触状況の確認、消毒の強化、訪問方法の見直し  
その他必要な措置を講じる。

必要に応じて、医療機関、保健所、市町村、居宅介護支援事業所その他関係機関と連携し、適切に対応する。

### 7 報告及び情報共有

感染症発生時は、事業所内での情報共有を速やかに行うとともに、利用者の状況に応じて家族、居宅介護支援事業所、関係機関等へ報告又は連絡を行う。

行政機関への報告が必要な場合は、法令及び所管行政の取扱いに従い、適切に実施する。

### 8 研修及び訓練

事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止に関する定期的な研修を年 1 回以上実施し、新規採用時にも感染対策の基礎に関する教育を行う。

また、感染症発生時を想定した訓練を定期的の実施し、対応手順の確認と改善を行う。

### 9 指針の見直し

この指針は、法令改正、感染症の発生状況、事業所の運営状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 10 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

### 附則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する